

〔別 紙〕
様式 2

事 業 報 告 書
(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 特定医療法人扇翔会

- ① ☐ 財団 ◆ 社団 (◆ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
② ☐ 社会医療法人 ◆ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☐ その他
③ ☐ 基金制度採用 ◆ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の ☐ を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和61年12月11日

(4) 設立登記年月日 昭和61年12月15日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	〇〇 〇〇	
理 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	〇〇病院管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇診療所管理者
同	〇〇 〇〇	介護老人保健施設〇〇園管理者
同	〇〇 〇〇	〇〇介護医療院管理者
監 事	〇〇 〇〇	
同	〇〇 〇〇	
評 議 員	〇〇 〇〇	医師 (〇〇医師会会長)
同	〇〇 〇〇	経営有識者 (〇〇経営コンサルタント代表)
同	〇〇 〇〇	医療を受ける者 (〇〇自治会長)

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第46条の5第6項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第46条の4第1項参照)

(5) 役員及び評議員

R7.4.1

	氏 名	備 考
理事長	宮崎 俊聡	当法人 理事長
副理事長	川上 重彦	当法人 副理事長・南ヶ丘病院院長
常務理事	川尻 文雄	当法人 南ヶ丘病院副院長(外科系診療部長)
同	向坂 喜湖	当法人 南ヶ丘クリニック院長
同	大岩 滋人	当法人 法人局長
同	高澤 タマエ	当法人 相談役 株式会社シェーネアルト代表取締役
同	山崎 悟	株式会社シェーネアルト副代表取締役
同	産形 洋子	株式会社シェーネアルト専務取締役
監事	八田 守	八田税理士事務所
同	野村 徹	(医)扇寿会 副施設長
評議員	田中 邦美	自宅
同	油木 京子	(医)扇寿会 会長
同	高澤 修一	(医)扇寿会 事務長
同	奥田 肇	非常勤麻酔科医
同	澁谷 武志	シブヤEDI(株) 代表取締役社長
同	後出 雅敏	税理士法人ノチデ会計 代表取締役
同	出口 光子	株式会社シェーネアルト 憩の家管理者
同	北村 千栄子	株式会社シェーネアルト
同	北 善子	当法人 法人局
同	福田 太睦	石川県観光特使(前事務部長)
同	佐々木 まどか	株式会社シェーネアルト
同	山田 香織	株式会社 シェーネアルト常務取締役
同	山上 教宏	自宅
同	勝島 美和	当法人 南ヶ丘病院看護部長
同	高出 進	当法人 南ヶ丘病院診療技術部部長
同	北村 大助	野々市市市議会議員
同	地引 逸郎	当法人 南ヶ丘病院内科医長

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	南ヶ丘病院	1311686 1711311686	石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番	一般病床 120床 [医療保険 120床]
診療所	南ヶ丘クリニック	0122340 1710122340	金沢市馬替 2 丁目 136 番地	一般病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
南ヶ丘訪問看護ステーション	石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区 56 街区 1 番	
野々市市本町地区包括支援センター【野々市市委託事業】	野々市市菅原町 1 番 13 号	

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
該当なし		

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和6年6月29日	令和5年度決算の決定
令和7年3月22日	理事、監事の選任の承認
令和7年3月22日	令和6年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和6年度の借入金額の最高限度額の決定

様式第三号

法人名 特定医療法人扇翔会

※医療法人整理番号 00/08

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

財 産 目 録
(令和7年3月31日現在)

1. 資 産 額	5,562,831 千円
2. 負 債 額	5,598,515 千円
3. 純 資 産 額	△ 35,683 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,059,912
B 固 定 資 産	4,502,919
C 資 産 合 計 (A + B)	5,562,831
D 負 債 合 計	5,598,515
E 純 資 産 (C - D)	△ 35,683

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

00108

貸 借 対 照 表
(令和7年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,059,912	I 流動負債	451,014
現金及び預金	571,223	買掛金	53,801
事業未収金	474,980	未払金	41,777
たな卸資産	12,639	1年以内返済長期借入金	183,468
前払費用	3,880	未払費用	60,728
未収還付法人税等	29	未払法人税等	121
貸倒引当金	△ 2,841	未払消費税等	3,563
II 固定資産	4,502,919	預り金	439
1 有形固定資産	4,331,088	従業員預り金	14,345
建物	3,073,937	仮受金	12
構築物	3,226	賞与引当金	92,757
医療用器械備品	220,506	II 固定負債	5,147,500
その他の器械備品	28,693	長期借入金	4,649,678
車両	0	資産除去債務	6,800
一括償却資産	101	退職給付引当金	408,102
土地	1,004,622	役員退職慰労引当金	82,919
2 無形固定資産	26,517	負債合計	5,598,515
ソフトウェア	26,517	純資産の部	
3 その他の資産	145,314	科 目	金 額
敷金	1,104	I 積立金	△ 35,683
出資金	350	設立等積立金	945,467
保証金	65	繰越利益積立金	△ 981,151
保険積立金	34,386		
長期前払費用	1,222	純資産合計	△ 35,683
繰延消費税等	108,185	負債・純資産合計	5,562,831
資産合計	5,562,831		

法人名 特定医療法人 扇翔会

医療法人番号

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

00108

損 益 計 算 書

(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		3,128,408
2 事業費用		
(1)事業費	3,044,768	
(2)本部費	204,572	3,249,340
本来業務事業損失		120,932
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		23,198
2 事業費用		29,031
附帯業務事業損失		5,833
事業損失		126,765
II 事業外収益		
受取利息	223	223
III 事業外費用		
支払利息	43,898	43,898
経常損失		170,440
IV 特別利益		
役員退職慰労引当金戻入益	12,220	12,220
V 特別損失		
固定資産除却損	2,682	2,682
税引前当期純損失		160,902
法人税・住民税及び事業税	121	
法人税等調整額	-	121
当期純損失		161,023

法人名 特定医療法人厚翔会

所在地 石川県野々市市西部中央土地区画整理事業施行地区56街区1番

※医療法人整理番号 00108-

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	総資産額 (千円)	事業の内容	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(注) 1. 当法人理事、相談役 高澤クマエが代表取締役である法人。

(注) 2. 不動産の賃借料は、近隣相場を参考に決定している。R6年度は11月～3月の5ヶ月分

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
該当無し	—	—	—	—	—	—	—

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

108

第三号議案

監 事 監 査 報 告 書

特定医療法人扇翔会
理事長 宮崎 俊聡 殿

私たちは、特定医療法人扇翔会の令和6年会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和7年6月23日

特定医療法人扇翔会

監事 八田 守

監事 野村 徹

